

別記様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

令和7年10月23日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒105-0021）東京都港区東新橋2-8-5

（トウキョウトミナトクヒガシシンバシ2-8-5）

名称（フリガナ）：公益社団法人 日本茶業中央会

（コウエキシャダンホウジン ニホンチャギョウチュウオウカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 上川 陽子

ウェブサイトのアドレス：<https://www.nihon-cha.or.jp/>

（3）申請者の法形式：公益社団法人

2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：荒茶及び仕上げ茶

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：日本茶（ニホンチャ、ニッポンチャ）、Nihon Cha、Nippon Cha、
Japanese Tea、Japan Tea

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：日本国

5 農林水産物等の特性

日本茶は、日本産の茶葉を原料とし日本国内で加工した「茶」であり、需要者からは、まろやかな味わいとさわやかな渋み、豊かな香りや綺麗な水色（すいしょく）が高く評価されている。

日本茶は、代表的な日本文化の一つでもある茶道を確立させ、和食や和菓子などとの相性の良さから日常的な喫茶習慣としても浸透するなど、日本人の食文化として定着しており、国内のみならず海外でも人気を博している。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 原料茶葉

日本国内において栽培されたチャノキ（学名：Camellia Sinensis (L.) O. Kuntze。以下「チャ」という。）から収穫した生葉を使用する。

(2) 荒茶加工方法

(1)の原料茶葉を、日本国内の荒茶工場において、蒸熱、釜炒り等の方法により茶葉中の酸化酵素の働きを止めた後、必要に応じて手作業や機械による揉捻等を行い、乾燥させて荒茶に加工する。

(3) 仕上げ茶加工方法

(2)により生産した荒茶を、日本国内の仕上げ茶工場において、必要に応じて篩分（ふるいわけ）、合組（ごうぐみ）、乾燥、粉碎、焙煎等を行い仕上げ茶に加工する。

(4) 最終製品の形態

「日本茶」の最終製品としての形態は、荒茶、仕上げ茶である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

原料茶葉の主産地は、年平均気温が12.5℃から13℃以上と比較的温暖で、チャの生育が盛んとなる4月から10月の降水量が1,000mm以上、年間でも1,500mm以上となるなど、チャの栽培に適した自然条件を有している。

また、チャは春先の日平均気温が10℃を上回る時期に生育を開始し、秋冬の日平均気温が15℃を下回る時期に生育を停止（休眠）することから、日本の四季が質の良い一番茶から秋冬番茶までの栽培を可能としている。

チャの伝来には諸説あるが、中国からの種の持ち込み等により栽培が始まったとされている。鎌倉時代には近畿地方を中心に茶園としての管理栽培が行われ、寺院や武士階級を中心に喫茶が浸透しており、室町・安土桃山時代には侘茶の創出及び茶の湯が完成し、豪商や武士階級を中心とした茶道の文化が確立されていった。

江戸時代になると、茶葉を蒸して揉み乾かす製法により、緑色の鮮やかな風味の良い煎茶の製法が生み出された。また、貯蔵に耐え、香味や外見を整える仕上げ加工が行われるようになり、商品価値が向上した。

煎茶製法が生み出されたことにより、茶町と呼ばれる流通拠点で取引が行われ、一般

庶民にまで喫茶習慣が浸透し、茶でもてなすことが一般的となり「日常茶飯事」という言葉も使われるようになった。茶と飲食を提供する茶屋が発展し、飲食店で茶を提供するサービスは現在も続いている。このように「日本茶」は食文化のみならず日本人の生活習慣にとってなくてはならない存在となっている。

明治時代には、手揉みに変わる機械製茶の技術が官民の連携により確立され、生産性が飛躍的に向上し、効率的で高品質な日本茶が生産され、国内生産量の8割以上が輸出され、生糸と並び輸出産業を牽引し、外貨を獲得することで日本の近代化を支えた。日本茶の文化は、岡倉覚三（天心）の著書『The book of tea（茶の本）』（1906）等により世界に伝えられ、多くの海外消費者を魅了してきた。

8 農林水産物等の特性が確立したものであること理由

江戸時代末期には高品質な日本茶が生産されており、安政6年の横浜開港とともに本格的な輸出を始めており、明治時代にかけて日本貿易の花形であった。当時輸出用の茶箱に貼られた蘭字（らんじ）と呼ばれるラベルには、「JAPAN TEA」の名称が使用されていた。

大正時代後半から昭和時代初期にかけては戦争などの影響もあり輸出量が減少したが、昭和22年に全国茶生産団体連合会の主催による第1回全国製茶品評会及び茶業者大会が開催され、その後、日本各地でも品評会等が開催されるなど、日本茶の品質向上に向けた取組が現在まで続けられてきた。

また、公益社団法人 日本茶業中央会は、平成3年に「緑茶の表示基準（平成31年一部改正）」を定め、日本茶を扱う者が、供給、販売する際に、消費者に適正な商品情報を統一して表示することで、商品の信頼確保、品質の保証を図ることに努めてきた。

機械化が進む一方で、煎茶、かぶせ茶又は玉露を手作業で作る伝統的な技である「手揉み製茶」も、令和6年12月に文化財保護法に基づく登録無形文化財に登録されている。

近年、ペットボトル茶などの新たな消費形態による国内需要の拡大や、インバウンドによる消費が好調であり、令和6年の日本茶の輸出額は約364億円と過去最高を更新しており、日本だけでなく世界で親しまれている。

9 法第13条第1項第4号口該当の有無等

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号口に該当する

商標権者の氏名又は名称：登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

法第13条第2項該当の有無：

法第13条第2項第1号に該当する

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- 専用使用権は設定されていない。
- 法第13条第2項第2号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- 専用使用権は設定されていない。
- 法第13条第2項第3号に該当する

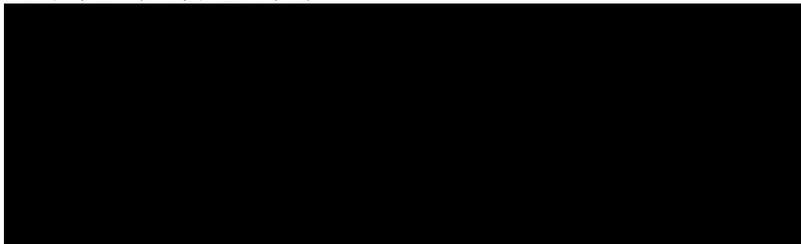
【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
 - 専用使用権は設定されていない。
- 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当しない

10 連絡先（文書送付先）



[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「」欄に、チェックを付すこと。

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程
- 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
 - (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
 - (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款

- (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- 5 外国の団体の場合は、誓約書
- 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名(注11): 財産目録、貸借対照表、収支計算書
- 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名: 体制連携図:
- 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等書類名:
資料1 茶の区分について
資料2 日本茶に対する評価について
資料3 荒茶・仕上げ茶の代表的な生産工程
資料4 『茶大百科Ⅱ』(2008)
資料5 主要生産地の平均気温及び平均降水量
資料6 『日本のお茶Ⅰ』(1988)、『日本のお茶Ⅲ』(1988)
資料7 『茶の起源を探る』(1988)
資料8 「日本料理の変化と茶会料理の流れ」(2016)
資料9 「日本における喫茶文化の発展」(2010)
資料10 「世界に羽ばたく日本のお茶」(2019)
資料11 日本茶の輸出の歴史に学ぶ
資料12 『The book of tea』(1906)
資料13 蘭字
資料14 全国茶品評会
資料15 「緑茶の表示基準」(2019)
資料16 登録無形文化財の登録
資料17 日本茶生産量及び輸出货量
- 10 申請農林水産物等の写真
- 11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- 12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文